

持続化給付金 家賃支援給付金 申請相談会

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、
事業全般に広く使える給付金を支給します。

給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。

5月1日から「持続化給付金」の申請受付が始まりました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者」が対象になります。

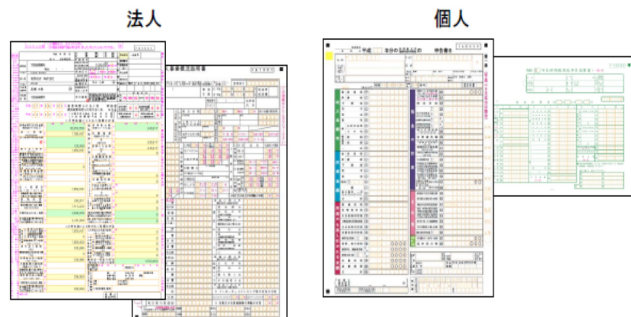
相談日 電話予約制

- ⑥8月27日(木)
- ⑦9月4日(金)
- ⑧9月17日(木)
- ⑨9月29日(火)
- ⑩10月2日(金)
- ⑪10月13日(火)
- ⑫10月29日(木)
- ⑬11月5日(木)

すべて10時～16時のいずれか

場所：支部会館 要予約

①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類の控え



※収受日付印の押印が必要です。e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。

②売上減少となった月の売上台帳の写し



③通帳写し



<当日用意をしてもらうもの>

①申請に必要な書類(申告書、売上台帳、通帳など)、②スマートフォン・タブレットなどをお持ちください(メールアドレスが必要)。③身分証明書(免許証、在留カードなど)。不明な点は、お問い合わせください。

*「家賃支援給付金」の申請方法詳細(条件・必要な書類など)については、裏面を参照ください。